

群馬県内遊園地コースター転落事故を踏まえた  
事故再発防止対策について  
(意見具申)

平成24年7月6日

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会

現在の建築基準法では、コースターの客席の安全装置については、客席が45度以上傾斜するもの、客席部分に床がないもの、走行又は回転により客席部分の人が客席部分に座面に対し垂直方向に及ぼす力が零となるものについては、客席部分にいる人の体を確実に客席部分に固定する設備を設けることを求めているが、その他のコースターについてはシートベルト等及び手すり等を設けることのみ規定しており、具体的なシートベルト等の構造については、規定がおかれていない。

今回の事故原因については調査中であるが、事故機が

- ①シートベルトの余った部分を持ち上げるだけでバックルが緩む構造であったこと
- ②横方向に強い加速度がかかるコースターにおいて二人乗りの座席に子供が一人で乗車している場合、シートベルト等の構造が適切でなければ、客席内で体勢をくずす可能性が高いものであったこと

が事故に結びついた可能性が考えられる。

このため、当面の対策として、事故機と同様な構造を有するシートベルトについて改善策を講ずるとともに、事故機と同様に横方向に強い加速度がかかるコースターにおいて、ハーネスやラッチ付きの安全バーで身体を座面に密着して拘束できないコースターで複数人用のシートベルト等を使用している場合において次のような措置を講ずる必要がある。

(1) 事故機と同様のシートベルトのバックルを有するコースターについて

事故機と同様に、シートベルトのあまりの部分を持ち上げるだけでシートベルトがゆるむ構造のバックルについては、早急に交換・改修を行うよう指導することが必要である。

具体的には、安全装置がシートベルトのみであるコースターで、バックルをバックル以外の部分を触ることによりゆるんだり、はずれたりしないものに交換するか、シートベルトの余った部分を持ち上げてベルトが緩むことを防止するためベルト通しを設けるなどの措置を講じる必要がある。

(2) 横方向に強い加速度がかかるコースターにおいて、複数人用のシートベルト等を使用している場合の対策

横方向に強い加速度(おおむね0.3G以上)がかかるコースターにおいて、安全装置が手すり等以外は、複数人用のシートベルト又は身体を座面に密着して拘束できない安全バーのみであるコースターにあっては、次のいずれかの措置を講ずる必要がある。

- 座席間へ側壁等を設けるなどにより横に滑らないような対策を講ずる。
- 一人用のシートベルト等に改良する。

このような対応が部品の調達等の関係で速やかにできない場合には、対応を行うまでの間、運行管理において、二人乗車にするなどの対策を、必要な人員を配置したうえで講ずることが必要である。

なお、二人乗車とする場合にあっては小さな子供(例. 床に足が届かない子供)が含まれる場合には、大人が同伴し、大人が回転の外側の座席に座るなどの安全策を講ずることが必要である。

また、事故機と同様の構造のものに関わらず、シートベルトを含めた安全装置についても、この提言を参考にするとともに、劣化及び損傷の状況を適切に点検し安全を確保することが必要である。

なお、本事故は、調査を継続中であり、今後、事故原因の詳細な分析を行ったうえで、必要に応じ、さらに提言の実施や、報告書の意見としての取りまとめを行うこととする。